

芦田川水害タイムライン検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「芦田川水害タイムライン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る芦田川水系大規模氾濫時に備えて、芦田川水害タイムライン（防災行動計画）を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 検討会の参加機関を対象とした芦田川流域の国管理区域内における風水害等による大規模氾濫時に備えたタイムライン（防災行動計画）の検討。
- 2 その他必要な事項。

(組織構成)

第4条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 2 検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

(検討会の招集等)

第5条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会后、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所のウェブサイト公開するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(附則)

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

芦田川水害タイムライン検討会構成機関

福山市

府中市

広島県警察本部

広島県福山北警察署

広島県福山東警察署

広島県福山西警察署

広島県府中警察署

福山地区消防組合消防局

陸上自衛隊第13旅団

中国電力(株) 福山営業所

中国電力(株) 尾道電力所

福山ガス(株)

西日本電信電話(株) 広島支店

西日本旅客鉄道(株)

西日本高速道路(株) 福山高速道路事務所

(株) 中国バス

日本放送協会 広島放送局

(株) 中国放送

(株) 広島ホームテレビ

広島テレビ放送(株)

(株) テレビ新広島

(株) エフエムふくやま

(株) ケーブル・ジョイ

広島県

広島県東部建設事務所

気象庁 広島地方気象台

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

国土交通省 中国地方整備局 八田原管理所